

用語解説



体力測定コーナー（子どもまつり）



父親の会のソフトボール大会

用語解説

* わくわくチャレンジ広場事業

P. 2

葛飾区では、児童の新たな放課後の居場所として「わくわくチャレンジ広場」事業を平成14年度から開始し、現在では区内49全ての小学校で実施している。この事業は、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保とともに、次代を担う児童の健全育成を図ることを目的に実施している。小学校内の和室や会議室、校庭、体育館、図書室等も活用し、実施している。運営委員会を小学校単位に設置し、地域のサポーターが、子どもの指導を担っている。

なお、文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施し、平成19年度より「放課後子ども教室推進事業」として国の支援の仕組みや内容を変更して実施している。葛飾区の実践がモデルケースとして取上げられることも多い。

* NPO

P. 2

Non-Profit Organization の略。広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

葛飾区では、平成16年に「市民活動団体（NPO）との協働及び支援に関する基本的考え方」を定めた。そこではNPO活動を「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」としている。

* グローバル化 P. 2

世界各地の経済や文化が、国境や人種を越えて広まっていく状態。

* 団塊の世代 P. 2

第2次大戦後のベビーブーム、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の3年間に生まれた世代を指す。この場合、厚生労働省の統計では約800万人（出生数）である。

* リテラシーの形骸化 P. 2

「リテラシー」とは情報を的確に読み解き、またそれを活用するために必要な能力。元来は読み書き能力のことであるが、今日では情報を読み解き活用する能力の意味で使われることの方が多い。本文では、先進諸国に見られる多くの例として、読み書き能力はあるが説明能力など、活用する能力が失われていることを意味している。

* 教育基本法等の改正 P. 3

昭和22年に制定された教育に関する基本法である。平成18年12月に改正された。教育に関する基本的な理念として、「生涯学習社会の理念」が新たに規定され、生涯学習社会の実現を図ることが求められている。旧法の「社会教育」等に加え、「家庭教育」、「幼児期の教育」並びに「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、国と地方公共団体の役割分担、「教育振興基本計画」の策定などが規定された。

なお、教育基本法の改正を受け、社会教育法、図書館法、博物館法も改正された。

* ライフステージ P. 6

人生のある時期（段階）を意味する。時期といってもある瞬間ではなく、成人期、中年期というような一定の特徴をもつ期間を示す。人生あるいは生涯のある時期における、その人の生き方、生活の仕方とその変化というような漠然とした広い概念。

* 協働 P. 6

共通の目的の実現のため、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力し合うこと。

* キャリアデザイン P. 7

キャリアはもともと経験や職歴を意味する言葉である。そこから職業履歴を主とし、職業の教育・訓練をその中心としながらも、生涯をとおして生じる役割変化に伴う、生活全体の再編成の過程を設計することを意味する。自分の生き方、働き方、学び方の設計といえる。

* 学びによる循環型社会 P. 7

知識の重要性が増すこれからの社会においては、蓄積された様々な経験・知識等の「知」が継承され、さらに新たな創造や工夫につなげることによって社会が発展していく。生涯学習社会の実現のためには、各個人が学習したことにより得られる様々な経験や知識等の「知」が社会の中で循環し、それがさらなる「創造」を生み出すことにより、社会全体が発展していく持続可能なシステムが社会の中に構築さ

れる必要がある。

教育基本法第3条「生涯学習の理念」では、「…生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定された。

* 地域産業 P. 11

葛飾区の地域産業としては、アルミプレス業、金属プレス業、鍍金（めっき）業、皮革・同製品、玩具製造業、人形製造業、ペン製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、ボルト・ナット・ネジ製造業、装身具、装飾品製造業、ニット生地製造業などがある。また木彫刻、銀器、銅版仏画など45品目におよぶ伝統産業がある。

* 葛西ばやし P. 11

葛飾方面の農村に古くから伝わる郷土芸能の一つで、東京都の無形文化財に指定されている。葛西神社（東金町6丁目）が発祥地とされる。神田や赤坂、深川などの祭りで披露されるお囃子の起源とも言われており、笛、太鼓、鉦を使う。郷土芸能を通じて地元の歴史を知り、郷土愛を深めようと、児童が葛西ばやし保存会からの指導を受け、練習し、学芸会で演じたりしている半田小学校のような例もある。

* 地域力 P. 12

地域力とは、地域社会の問題について、住民、地縁組織、NPO、企業、さまざまな団体など地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造し地域活性化を図っていくための力をいう。地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関

心力により培われるものであるといわれている。

都市化、少子高齢化や核家族化などに伴い、古くから地域にあったご近所同士のつきあいといった、地域やコミュニティの絆が弱まったことが、防犯・防災や子育て、介護といった身近な生活の安全安心を脅かす恐れがあること。公共サービスのもっばらの担い手であった、行政サービスの質的・量的な限界と新たな担い手の登場を背景に、行政だけではなく、地域の多様な主体により担われる「新しい公共」の形成が必要であること。地域における住民自治の確立のために、補完性の原理に基づき、自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、地域力を高め、住民自治の充実を図ることが求められている。

* ユニバーサルデザイン

P. 13

もともとバリアのない世界を最初から構築することを目指す概念。文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいう。

葛飾区では「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、すべての人のためのデザインという意味として「バリアフリー」をさらに進め、ある特定の人のためでなく、障害や年齢、国籍、性別などの違いをこえ、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方であるとしている。

* 社会教育施設

P. 13

社会教育の振興を図るための施設。公民館、博物館、図書館、スポーツ施設などがある。社会教育法では、公民館、図書館、博物館を社会教育のための機関としている。図書館及び博物館の設置・運営については、それぞれ図書館法、博物館法で規定されている。

*** 葛飾区スポーツ振興計画**

P. 14

葛飾区の地域特性を活かした、生涯スポーツを推進する計画として平成20年度から平成29年度までの10年間の期間として定められたもの。

区民が身近な地域で、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自分にあつた形でスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康で元気な葛飾づくりを推進することを基本理念としている。

重点施策として、「かつしか地域スポーツクラブ」の設立支援、中学校の夜間照明設備の設置、スポーツ施設のリフレッシュ事業、幼児・子どものスポーツ環境づくりから高齢者の健康と仲間づくりの推進などを定めている。

*** 学校支援ボランティア**

P. 15

学校において行われるボランティア活動、またはそれを担う人材をいう。

これまで個々に取り組みされてきた家庭教育、社会教育、学校教育を連携させ、すべてが協働して学校を盛り上げていこうとする試み。

この場合、その活動が無償であるか、有償であるかは問われない。

この考え方の始まりは1996年、中央教育審議会の第一次答申の中で、「学校がその教育活動を展開するに当たっては、もっと地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けること」への積極的な姿勢の必要性が指摘され、「地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらおう」ことが提案されている。その活動をする人々を表す言葉として「学校ボランティア」という言葉が用いられた。

その後1998年に出された文部省(当時)の「教育改革プログラム」の中で「学校支援ボランティア」という言葉が用いられるようになった。ここで定義づけられた「学校支援ボランティア」は、「学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動」と定義されている。

* 学校図書館ボランティア

P. 15

子どもに読書の楽しさや喜びを体験してもらうため、主として小学校の保護者の有志が中心となって活動している。読み聞かせや図書の整理、学校図書館整備などの活動を行なっている。平成16年度のPTA研修会において、ボランティアの学校間相互の交流や連携を図るため、各学校での活動紹介のパネル展示、交流会が行なわれた。その取組を契機に、「葛飾学校図書館ボランティア連絡会」が結成された。連絡会では、情報交換会や学習会、見学会等を通して、ボランティア活動の充実や学校図書館の充実に取り組んでいる。

* CAPプログラム

P. 17

Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の頭文字をとったもの。子どもたちが、いじめ、誘拐、虐待、性暴力などのさまざまな暴力から自分を守るための方法をロールプレイ（寸劇）などワークショップ（参加型学習）の形で学ぶ教育プログラム。NPO団体により、児童・生徒向けと保護者向けの別プログラムを実施している。

* 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援事業

P. 17

子どもたちが犯罪の危険に遭わずに、安心して過ごせるように、地域の大人が協力しあって、安全なまちや地域にしていくための取組に対する支援事業。

この活動では、まずプライバシーを最大限に配慮しながら、子どもたちからアンケートを取り、どこでどのような危険に遭っているかを明らかにし、学区域の犯罪危険地図と一覧を作成する。その後地域の大人で一箇所ずつ点検を行い、犯罪の要因と解決策を話し合い、ハード面においては行政と懇談の上、解決に結びつけていく取組。

*** 青少年委員**

P. 18

戦後の混乱期の中で青少年の非行が問題となり、余暇指導などを通して健全育成を図っていかうと、昭和28年に東京都に青少年委員制度が設置された。その後、昭和40年に自治法の改正に伴い、区市町村に青少年委員制度が移管され現在に至っている。

青少年委員は、教育委員会規則により設置され、その任期は2年で、非常勤公務員として委嘱されている。職務は①青少年の余暇指導に関すること、②青少年団体の育成に関すること、③青少年指導者に対する援助に関すること、④官公署・学校及び青少年関係団体相互の連絡に関すること、など多岐に渡っている。

具体的には、選出地域での委員個人の活動と青少年委員会としての活動がある。青少年委員会では、区内を8つのブロックに分けたブロックでの活動と専門部との活動を行っている。委員の選出は、これまでの各小学校学区域選出(49人)に加え、平成20年度から新たに中学校学区域(24人)からも選出している。

*** コーディネーター**

P. 18

ものごとがより効果的に進行・達成するように調整する人。生涯学習では、学ぶ人と人、学ぶ人と学習に関する物事(指導者、教材、施設など)など、二者の間の調整から学ぶ人の求めに応じ、学習内容、学習に関する物事、学習の時間帯や期間など、学習活動にかかわる総合的な調整も行う。

*** ワーク・ライフ・バランス**

P. 19

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを

指す。日本では少子化対策・男女共同参画の文脈で語られることが多いが、出生率向上・男女均等政策のみならず、労働時間政策、非正規労働者政策など働き方の全般的な改革に関わる。

* 子育て支援行動計画

P. 19

葛飾区では、平成17年4月、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、「葛飾区子育て支援行動計画」を策定した。この計画では、「仕事と子育ての両立支援」のみでなく、「在宅家庭への子育て支援」や「児童虐待防止対策」、「子どもの安全」、「アレルギー問題」などの課題に重点的に取り組んでいくこと。「子どもの幸せを第一に考える」、「地域社会で子育てを支える」、「家庭や地域の子育て力を高めていく」などの考えを盛り込み、子育て支援の充実と発展を目指している。

* 「子育てサロン」型学習

P. 20

子どもと手遊びなどをしながら、同じような年齢の子どもを持つ親や子育ての先輩方と話ができる学習の場とし、子どもと自分の仲間づくりの第一歩を踏み出すための取組。

子どもが0歳から1歳頃の子育てが最も孤独でつらいという意見が多い。そうした子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く人が、ごく身近に人とふれ合ったり、学んだりできる場、出かけられる場が求められている。そうした親のニーズに応えるため、気軽に、無理なく、参加したいときに参加できる、自由なスタイルの「サロン」づくりを進めようとするもの。

*** おやじの会**P. 20

父親たちにより学校行事・PTA活動等を側面より支援する組織。父親も学校行事に積極的に参加し、父親相互の連携を深めながら「学校教育」を理解すると共に、学校、家庭だけではできない「子ども」たちと「親」・「学校」・「地域」のかかわりを考える機会となる。

具体的な活動としては、学校行事の手伝い、施設修繕、親子対象行事の実施、パトロールなどを行なっている。名称は異なるが、現在、葛飾区内の小・中学校では26団体（小学校11団体、中学校15団体）が結成されている。そのネットワーク組織として、「葛飾区おやじの会」があり、各団体同士の情報交換やイベント、交流などを行なっている。

*** にいじゅくプレイパーク**P. 20

にいじゅくプレイパーク（新宿5丁目）は、子どもたちが自分の責任で自由に遊べる「冒険遊び場」として、地元要望を背景に平成9年5月に開園。プレイパーク内には冒険砦のある広場と平屋の建物「遊びの基地」があり、遊びの基地には木工の道具やシャベルなどの用具があり、だれでも使用できる。

プレイパークは子どもたちの持つ「なにかやってみたい」という欲求や興味をひとつでも多く実現できるように禁止事項をなくした「冒険遊び場」で、子どもの遊びを支援するプレイリーダーがいる。管理運営は、地元自主管理方式で、地元の青少年育成関係者等で組織された「にいじゅくプレイパークの会」が区の委託を受け行っている。

＊ ポニースクールかつしか

P. 21

ポニーの世話や乗馬、異年齢の子ども同士の交流などを通して、豊かな人格形成を図る青少年教育施設として、昭和57年開園した。乗馬には「軽乗」(けいじょう)という、アクロバット乗馬を取り入れている。健常児の教室に加え、平成7年からは障害児のための教室も本格実施し、障害児や特別支援学校、特別支援学級などが利用している。

＊ 早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー

P. 21

葛飾区独自に作成している「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーは、平成19年度から全児童に配布している。

カレンダーには、早寝・早起きの意義や生活リズム改善のポイント、朝食の献立例、推薦図書が紹介され、読書習慣の確立にも役立つ内容となっている。

また、シールを貼る、寝た時刻を記入するなど、親子で対話しながら、楽しく取り組める工夫がされている。カレンダーは、定期的に学校に持って行き、担任教員が点検するなど、家庭と学校とが連携した取組を進めている。

平成20年度には、新たに4・5歳児用の平成21年度版カレンダーを作成し、幼稚園や保育所の幼児に配布する予定である。

＊ 親子コンサート

P. 21

葛飾区では、平成18年度から音楽を通して、子どもたちに早起きや、早寝、朝ごはんの大切さを伝える「早寝・早起き、朝ごはん親子コンサート」を保育園、幼稚園、小学校で開催している。

「♪もったいない、もったいない。早起きしなくちゃ、もったいない。

お日様 元気をくれるのに♪」

コンサートでは、このような歌を子どもたちが出演者と歌いながら、音楽紙芝居

やりズム遊びを楽しみ、早起きや生活リズムの大切さを理解していく。

* 早寝・早起き、朝ごはん運動

P. 21

子どもの学習意欲や体力、気力の低下は、家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと関係があるとして、文部科学省が推進する生活リズムを向上させるための国民運動プロジェクトのこと。

近年、子どもも夜型の生活を過ごすことが増え、夜更かし、朝寝坊、朝食抜きの悪循環に陥るケースが増えている。その結果、睡眠不足や空腹で授業に集中できない子ども達が目立つようになった。そのために、子どもの望ましい基本的な生活習慣を家庭と地域全体で醸成することを目的にしている。平成18年4月には「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、国民運動として全国展開されている。葛飾区でも、保育園、幼稚園、学校などで生活習慣を確立するための取組が行なわれている。

特に、朝食に関しては、平成17年に施行された食育基本法により重要性が一段と高まっている。

* 食育の推進

P. 21

平成17年に制定された食育基本法では、心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、保護者や教育関係者の役割の重要性、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、食品の安全性の確保などを基本理念とし、地方公共団体は食育推進計画を作成することとしている。

「葛飾区食育推進計画」では、「食と健康」、「食と人間関係」、「食の安全と安心」、「食と文化」を基本目標として、平成20年度から22年度までに取り組む事項と目標値を具体的に定めている。

* メンタルヘルス

P. 22

人の健康のうち、主として精神面の健康を対象として、精神障害の予防・治療や、精神の健康促進をはかる諸活動をいう。

近年、学習面、友人関係、家庭などについて様々な悩みを抱え、心因性の腹痛、不快感などといった種々の症状を訴える児童・生徒が増加していることから対応が求められている。

* 発達障害

P. 22

「発達障害」については、発達障害者支援法（平成16年12月公布）第2条第1項で定義されている。そこでは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう、としている。

* スクールカウンセラー

P. 22

児童・生徒の心理状況の把握や、いじめ・不登校の防止等を図り、心理発達のための援助を行うために、臨床心理士などを配置している。子どもに対する相談が基本であるが、親からの相談も多い。葛飾区では、小学校に週1日、中学校には週1.5～2日配置している。また、教育委員会（区役所）には、巡回型のスクールカウンセラーを配置し、学校に配置されたスクールカウンセラーの活動が円滑に進むようにサポートしている。

* 総合教育センター P. 22

旧明石小学校に設置している。教育の充実及び振興を図るため、教育に関する調査研究や、教育相談、適応指導教育、教職員の研修などを行っている。

教育相談では、学校・家庭生活での悩みごとや子どもの性格や行動・発達などの心配事について、心理カウンセラーや教職経験者が相談に応じている。適応指導教育では、「ふれあいスクール明石」という名称で、長期間不登校の状態にある児童・生徒（小学校4年生～中学校3年生）に合った適応指導と専門相談員による心理的なケアを行いながら学校復帰を目指している。授業は教職経験者や児童・生徒と歳の近い存在である大学生等が担当している。

* アクセスポイント設置 P. 25

ここでは、将来、だれでもが身近な施設で生涯学習情報を検索できるように、生涯学習情報システムのパソコン端末を地域コミュニティ施設などに設置することをさす。

* ワークショップ P. 28

近年、問題解決やトレーニングの手法として体験型講座の意味で使用されている。社会教育では、「すべての学習者が学習の場に積極的に参加し、相互に学びあう過程を通じて様々な気づきや発見をする参加体験型の学習方法である」と定義。ワークショップでは、KJ法、シミュレーション、フィールドワーク、フィルムフォーラム、ディベート、ランキング、ロールプレイングなど多くの参加型学習方法が用いられている。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されることがポピュラーな方法である。

* 生涯学習マイスター

P. 28

本来マイスターとは、「名人や達人、職人」という意味のドイツ語で、ドイツではこのマイスター制度が産業発展に大きな役割を果たしてきた。

それにならい、「かつしか区民大学」(仮称)においても、経験や知識を持つ先輩から後輩へ、また共に話し合い研鑽する過程を大切にしたいと考え、特定の分野の知識に加え、葛飾についての基礎知識と生涯学習について学ぶことにより、地域活動に活かせる力を総合的に身につけた人の「称号」として、「生涯学習マイスター」の認定制度を設けた。

必修科目である「葛飾学基礎概論」と、コース=群(「葛飾学」「ボランティア」「文化・教養」等)の中から最低1コースを選択し、さらに「生涯学習マイスター認定講座」の修了者を「生涯学習マイスター」として認定・登録する。

生涯学習マイスターは、「区民大学」の講座の企画・運営に参画するとともに、地域における生涯学習活動の推進役として活躍していただく。

* ブックトーク

P. 30

ブックトーク(Book talk)とは、一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われる。ブックトークの目的は、「その本の内容を教えること」ではなく「その本の面白さを伝えること」「聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させること」である。読み聞かせや朗読とは異なり、本を最初から順に読んでいくということはない。

ブックトークのあとは、聞き手が興味を持った本を実際に自分で読めるように配慮することが大切である。

*** ブックスタート****P. 30**

絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して赤ちゃんと保護者が、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動である。1992年に、イギリスのバーミンガムにおいて取組が始まった。日本では2001年（平成13年）から行われている。

葛飾区では、平成17年8月から開始している。葛飾区子ども読書活動推進計画に基づき保健所・児童館・図書館等が連携し、ボランティア等の協力を得ながら乳幼児健診等の機会を捉えてブックスタートパックの配布をすることで、乳幼児期の読み聞かせや読書の大切さの普及啓発を行っている。

*** ノーテレビ・ノーゲームデー****P. 32**

ノーテレビ・ノーゲームデーとは、テレビ、ビデオなどのメディア漬けから抜け出すことを目的とする。テレビを見ない日をつくることにより、家族の会話を取りもどす、親子の関係を見直す、メディアへの関わりを受け身から主体的に変えることなどが期待できる。

葛飾区立小学校校長会の経営研究会学校教育課題研究部が、平成19年度に研究・発表をした「家庭教育充実のための7つの提言」では、ノーテレビデーについても提言している。

具体的には、①家族全員で取り組む、②子どもだけで取り組む、③食事中だけ取り組むの3例を提示し、家庭の実情に合わせて取り組むことを提言している。家族で話し合い、その時間を親子の交流の機会とするなど活用していくことが大切であるとする。

葛飾区立小学校校長会の経営研究会学校教育課題研究部が、平成19年度に研究・発表をした「家庭教育充実のための7つの提言」の中の一つとして、「かつしか家庭教育のすすめ7か条」がある。これを参考に家庭教育の大切さを具体的に伝えるために、教育委員会として策定していくものである。

参考までに7か条は、次の通り。

「愛情を伝えよう」

「嬉しさは、ことばと態度で伝えよう」

「やさしさを育てよう」

「善悪をしっかり教えよう」

「社会生活のマナーを守らせよう」

「人のため、社会のたを教えよう」

「やるべきことは、きちんとやろう」